

議案第100号

大口町使用料徴収条例の一部改正について

大口町使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、他の法規等を引用している箇所の改正漏れを解消することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町使用料徴収条例の一部を改正する条例

大口町使用料徴収条例（昭和49年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

別表土地の項中「大口町道路、公共用物の管理に関する条例」を「大口町公共用物の管理に関する条例」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町使用料徴収条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
(徴収の範囲) 第2条 使用料は、 <u>法第238条の4第7項</u> の規定による許可を受けて行政財産を使用する者又は公の施設を利用する者から徴収する。 別表（第3条関係） 行政財産の目的外使用				(徴収の範囲) 第2条 使用料は、 <u>法第238条の4第4項</u> の規定による許可を受けて行政財産を使用する者又は公の施設を利用する者から徴収する。 別表（第3条関係） 行政財産の目的外使用			
行政財産の種類	使用区分	単位	金額	行政財産の種類	使用区分	単位	金額
土地	電柱の敷地として使用する場合	1本につき1年	<u>大口町公用物の管理に関する条例</u>	土地	電柱の敷地として使用する場合	1本につき1年	<u>大口町道路、公共用物の管理に関する条例</u>
	送電塔の敷地として使用する場合	1平方メートルにつき1年	例（昭和49年大口町条例第7号）第7条第2項に定める額		送電塔の敷地として使用する場合	1平方メートルにつき1年	（昭和49年大口町条例第7号）第7条第2項に定める額
	略	略	略		略	略	略
略				略			